



税務判例検討：株式譲渡対価の調整(減額)と損害賠償(和解に基づいて支払われる金員の法的性質)(東京高判令和3年3月11日判決)

執筆者： 弁護士 北村 導人
 弁護士 黒松 昂蔵

July 2021

In brief

本ニュースレターでは、令和3年3月11日付けで、東京高裁において判断が下された、株式譲渡契約における補償金の取扱いに係る裁判例(東京高判令和3年3月11日判例集未登載。以下「**令和3年東京高判**」又は「**本件判決**」といいます)を紹介します。

株式譲渡等により企業買収・企業統合を実行する際には、その手法の選定の際の課税関係の詳細な検討に加え、対象会社グループに係る税務リスクの当事者間での適切な分担等の観点からの株式譲渡契約等の検討が必要です。その検討事項の一つとして、いわゆる表明保証条項への違反等に基づき売主が買主へ支払う補償金の性質が譲渡価格の調整(減額)である旨を当事者間で確認する条項(以下「**譲渡価格調整確認条項**」といいます)があります。このような条項を設ける背景は、当該補償金を譲渡価格の調整として受領する場合に、買主(法人税法2条3号所定の「内国法人」(以下「**内国法人**」といいます)を想定)の課税関係において、当該補償金の額を益金の額に算入せず、同額を対象会社株式の取得価額から減額するという処理(以下「**取得価額減額処理**」といいます)を想定しているというところにあります。

令和3年東京高判は、表明保証違反に基づく補償金の取扱い、より具体的には取得価額減額処理の適用の可否が問題となった事案に関する数少ない裁判例であるため、その裁判所の判断(納税者敗訴:本件における事実関係の下では、取得価額減額処理を否定)の概要を説明し、当該判決が実務に与える影響について検討することとします。

In detail

1. 事案の概要

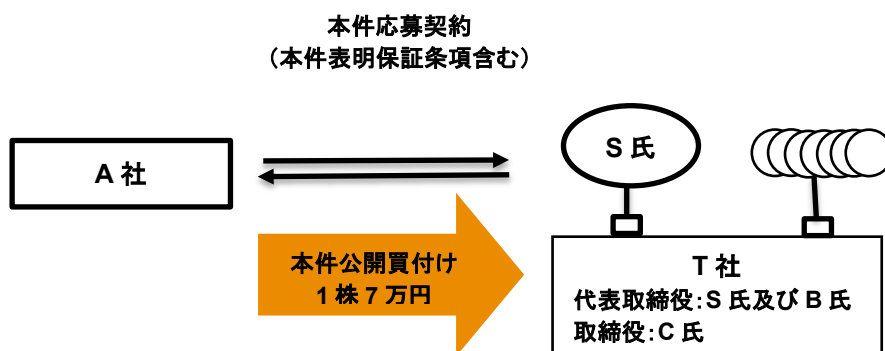
本件判決は、A社(内国法人であり、以下「**A社**」といいます)がT社(内国法人であり、以下「**T社**」といいます)を買収(以下「**本件買収**」といいます)した後、T社の不適切な会計処理が判明したため、A社がT社の大株主であったS氏等に対して損害賠償を求める訴え(以下「**本件別訴**」といいます)を提起したところ、本件別訴において訴訟上の和解(以下「**本件和解**」といいます)が成立し、本件和解に基づきS氏等からA社に対して解決金(以下「**本件解決金**」といいます)として1億4000万円が支払われたとの事実関係の下、本件解決金を受領したA社の課税関係において、取得価額減額処理、すなわち、本件解決金の額を益金の額に算入せず、同額をT社株式の取得価額から減額する処理が認められるか否かが争いとなった事案です。

以下、①本件買収、②本件別訴、③本件和解(の内容及び経緯)に分けて、裁判所により認定された事実関係の概要を記載します。

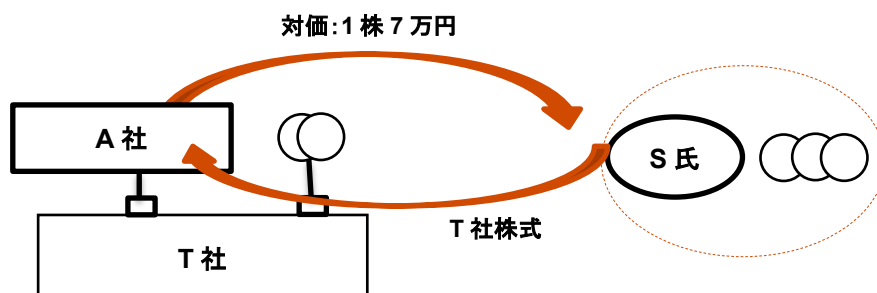
(1) 本件買収

- (i) T社はマザーズ市場に株式を上場しており、S氏がその大株主であった。
- (ii) T社の代表取締役はS氏及びB氏であり、C氏はT社の取締役であった。
- (iii) A社は、A社によるT社の普通株式(以下「**本件普通株式**」といいます)の公開買付け(以下「**本件公開買付け**」といいます)に関して、S氏との間で「公開買付に関する契約書」(以下「**本件応募契約**」といいます)を締結した。本件応募契約には、①S氏が所有する本件普通株式1万2555株(以下「**本件S氏所有株式**」といいます)について、1株の買付価格を7万円とする本件公開買付けに応募すること、②本件応募契約の締結日及び公開買付けによる買付価格が支払われた日現在において、S氏がA社に開示したT社等の直近事業年度の計算書類及び連結計算書類が一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成され、これらの計算書類の基準時現在又は対象期間におけるT社等の財務状況を正確に表示していることにつき、S氏がA社に対して表明し、保証すること(以下、かかる表明保証の条項を「**本件表明保証条項**」といいます)、③S氏が本件表明保証条項への違反に起因してA社に生じた損害を補償すること(但し、補償すべき損害等の額の上限(以下「**本件応募契約補償上限**」といいます)は、買付価格に本件S氏所有株式の数を乗じた金額の50%とする)などが定められていた。

※ 本件応募契約に譲渡価格調整確認条項が定められているか否かは、本件判決の事実関係や判示からは明らかではない(何ら触れられていない)。



- (iv) A社は、1株の買付価格を7万円とする本件公開買付けを実施し、本件普通株式3万4538株(内訳は、S氏より本件S氏所有株式1万2555株、その他の株主より2万1983株)を取得し、S氏に対して対価8億7885万円(=7万円×1万2555株)を支払った。



- (v) その後、A社は、いわゆるスクイズアウト手続(以下「**本件スクイズアウト**」といいます)を実施し、T社の発行済み株式の全部を所有するに至った。

(2) 本件別訴

- (vi) 本件買収の後、T社の不適切な会計処理が判明したため、A社は、T社の代表取締役であったS氏及びB氏を被告として、損害賠償金約10億円の連帯支払を求める本件別訴を提起した。

- (vii) 本件別訴における A 社の S 氏に対する請求は損害賠償請求であり、その法的根拠は次の通りである。
- ① 本件表明保証条項への違反に基づく責任
 - ② 取締役の第三者に対する責任(会社法 429 条 1 項、430 条)
 - ③ 不法行為責任(民法 709 条、719 条)
 - ④ 平成 26 年法律第 44 号による改正前の金融商品取引法(以下「**金商法**」といいます)22 条 1 項に基づく責任
- (viii) 本件別訴における A 社の B 氏に対する請求は損害賠償請求であり、その法的根拠は次の通りである。
- ① 取締役の第三者に対する責任(会社法 429 条 1 項、430 条)
 - ② 不法行為責任(民法 709 条、719 条)
 - ③ 金商法 22 条 1 項に基づく責任
- (ix) 本件別訴において請求された損害賠償金は 10 億 1954 万 7735 円(但し、本件応募契約補償上限が存するため、S 氏に対する本件表明保証条項への違反に基づく損害賠償請求については 4 億 3942 万 5000 円を限度とする)であるが、その内訳は次の通りである。
- (ア) T 社の株式取得に係る過大支払額 10 億 446 万 840 円
- 次の a 及び b の金額の合計額である。
- a 本件公開買付け時 8 億 5965 万 820 円
A 社が本件普通株式の適正価格であると主張した額 4 万 5110 円と買付価格 7 万円との差額 2 万 4890 円に、A 社が本件公開買付けにより取得した本件普通株式の数 3 万 4538 株を乗じて算出した額
- b 本件スクイーズアウト時 1 億 4481 万 20 円
A 社が本件普通株式の適正価格であると主張した額 4 万 5110 円と、本件スクイーズアウトに伴う買受けの際にその対価の額の基礎とされた本件普通株式の価格 7 万円との差額 2 万 4890 円に、当該買受けの際にその対価の額の基礎とされた株式数 5818 株を乗じて算出した額
- (イ) 調査委員会費用、追加監査費用及び課徴金 1508 万円 6895 円
- (x) B 氏は、本件別訴の係属中に C 氏に対して訴訟告知をし、C 氏は B 氏の補助参加人として本件別訴に補助参加した。
- (xi) なお、本件別訴においては、A 社とともに T 社が原告となっていた。

(3) 本件和解

ア 本件和解の内容

- (xii) 本件別訴においては、裁判所を介しての協議の結果、下記の条項等を含む和解条項(以下「**本件和解条項**」といいます)の内容にて本件和解が成立した。
- ① S 氏、B 氏及び C 氏が A 社に対して本件解決金として連帯して 1 億 4000 万円の支払義務を有することを確認する旨の条項(第 1 項)
 - ② 「原告ら[注:A 社及び T 社]と被告ら[注:S 氏及び B 氏]及び補助参加人[注:C 氏]は、前項の解決金の支払は、原告[注:A 社]…による原告[注:T 社]…の株式の取得対価が過大であったことを理由とするものであることを確認する。」(第 2 項)
 - ③ A 社は S 氏及び B 氏に対するその余りの請求を放棄する旨の条項(第 9 項)
- (xiii) その後、A 社は、本件和解に基づき、S 氏から 1 億 2000 万円、B 氏及び C 氏から各 1000 万円の合計 1 億 4000 万円を本件解決金として受領した。

イ 本件和解に至る経緯

- (xiv) 本件和解成立に至るまでの、原告である A 社及び T 社(以下「**原告ら**」といいます)、被告である S 氏及び B 氏(以下「**被告ら**」といいます)並びに裁判所の間におけるやりとりの概要は、次の通りである。

- ① **原告ら側**:「解決金の支払は、原告〔注:A 社〕…による原告〔注:T 社〕…の株式の取得対価が過大であったことを理由とするものであることを確認する。」との条項(第 2 項)を含む和解条項案(以下「原告ら案」といいます)を送付
- ② **被告ら側**:和解協議に当たり当事者間で解決金支払の理由について確認した経緯はなく、和解に当たり解決金支払の理由を定める必要もないことから、原告ら案第 2 項の削除を求める上申書(以下「本件別訴上申書」といいます)を提出
- ③ **原告ら側**:裁判所に対して、原告ら案第 2 項について、原告ら案と異なる表現の場合には本件解決金に課税されるため、原告ら案でなければ受け入れられない旨述べ、その根拠について、公認会計士及び税理士の見解である旨を説明し、原告ら案の表現でなければ和解ができないという点は取締役会で話されたものではないが、取締役会では本件解決金に課税されないことが検討の前提になっている旨伝達
- ④ **裁判所**:被告ら側に対して、原告らが、第 2 項は原告ら案でなければ本件解決金に課税される蓋然性が高いと考えており、同案は練り上げられたものであって変更できない旨述べていることを伝えた上で、第 2 項の文言の変更に関して訴訟代理人は A 社及び T 社を説得する能力がなく、課税可能性については公認会計士兼税理士に確認しており、期日に同席している社内弁護士もこの点に同意していたことから、信用性が高いと考えられる旨を伝達
- ⑤ **被告ら側**:和解成立を優先させる意向を示すとともに、裁判所に対して、第 2 項の原告ら案はあくまでも課税対策であるという点を原告ら側から確認したい旨等を伝達
- ⑥ **原告ら側**:裁判所に対し、A 社取締役会において受領する金額全額が課税されることなく回収できることを前提に考えていたが、公認会計士が、受領する 1 億 4000 万円に単純に課税されるとすれば 4 割弱に当たる金額を税金として納めなければならないのに対し、被告ら案の表現では課税され、原告ら案の表現では課税されない可能性が高い旨述べることから、原告ら案に拘りがある旨伝達
- ⑦ **被告ら側**:上記⑥の内容を伝達され、裁判所に対し、原告ら案を受け入れる旨伝達

(4) 本件更正処分及び争訟の経緯

課税当局は、本件解決金は損害賠償金として A 社の益金の額に算入すべきであり、かつ本件解決金の額と同額の評価損の損金算入が認められる事実は生じていないとして、法人税等の更正処分等(以下「本件各更正処分等」といいます)をした。A 社は、本件各更正処分等に不服があるため、国税不服審判所に対して審査請求をしたが、棄却する旨の裁決が出され、その後訴訟提起がなされたが、第一審においても、納税者敗訴の判決(東京地判令和 2 年 8 月 6 日判例集未登載)が下された。

2. 争点

争点は、本件和解に基づいて支払われた本件解決金の額が A 社の益金の額に算入されるべきか否かに関して、本件解決金の法的性質が損害賠償金であるか、あるいは株式の売買代金の減額分を返還するものである(取得価額減額処理をすべき)かという点です。

3. 判旨

令和 3 年東京高判は、前記 1 の事実関係の下、概要次のように述べて、A 社の請求を棄却しました。

(1) 取得価額減額処理について

まず、取得価額減額処理に関連して、次の判示がされています。

「本件解決金の法的性質が、本件…所有株式〔注:本件 S 氏所有株式〕の売買代金の減額分を返還するものと認められるのであれば、本件解決金に相当する金額は、本件…所有株式〔注:本件 S 氏所有株式〕の取得価額から減額する処理をすることが許されると解される。」

「一般的に、株式譲渡契約における表明保証条項違反の補償金の性質については、損害賠償金、譲渡価格の調整(減額)のいずれの考え方もありうるとされている…ところ、…本件別訴における訴訟物には譲渡価格の調整(減額)としての表明保証条項違反の補償金請求が含まれていない。」

「譲渡価格の調整としての表明保証条項違反による補償金(売買代金の減額分)であるといった法的構成の下に本件解決金の支払を求める旨の明確な表示があったとはいえない」

即ち、一定の事実関係の下での取得価額減額処理を是認した上で、表明保証条項違反に基づく買主から売主への補償金支払請求について、その法的構成には、①譲渡価格の調整(減額)と②損害賠償請求の2つがあり、訴訟提起する場合の訴訟物は異なる、との考え方が示されています。

(2) 本件解決金の法的性質の判断枠組みについて

続けて、前記(1)の考え方を前提として、本件解決金の法的性質を判断するための枠組みについて、次の判示がされています。

- ・ 「裁判上の和解により当事者の一方が相手方に対して負担した給付義務の内容は、和解調書の文言の解釈によって定まるところ、その文言の解釈に当たっては、一般の法律解釈と同様に、文言とともにその解釈に資すべき他の事情も参酌して当事者の真意を探求し、その権利義務の法的性質を判断する必要がある。」
- ・ 「本件解決金の法的性質を判断するに当たっては、本件和解条項の文言とともに、その解釈に資すべき他の事情として本件和解に至る経緯等を参酌した上で判断する」

(3) 本件和解条項について

本件判決は、前記(2)の判断枠組みを踏まえ、本件和解条項について、以下の点を指摘し、本件解決金の法的性質が損害賠償金であることと整合する一方で、譲渡価格の調整(減額)であることとは整合しない旨判示しています。

ア S氏、B氏及びC氏による連帯債務(本件和解条項第1項)

- ・ 「本件別訴における訴訟物のうち、少なくとも取締役の対第三者責任及び不法行為(共同不法行為)に基づく損害賠償請求権については、[注:S氏、B氏及びC氏が]連帯債務を負い得るものである」
- ・ 「[注:本件S氏所有株式]売買代金の減額分を返還するのであれば、その支払義務は本来的には売主[注:S氏]…のみが負うものであるが、本件和解においては、…[注:S氏、B氏及びC氏の]支払義務は、区別されることなく全体として一つの連帯債務として構成されている」
- ・ 「[注:B氏及びC氏が]1000万円ずつの支払を…[注:A社に対して]している」
- ・ 「[注:本件S氏所有株式]売買代金の一部返還であることに控訴人[注:A社]が強く固執していたのであれば、損害賠償の連帯債務と解釈される可能性が極めて高い本件和解条項第1項等を法律の専門家である本件別訴の原告ら代理人弁護士や企業会計及び税務の専門家である控訴人[注:A社]の公認会計士がそのまま採用していたのは不可解である」

イ 本件解決金の支払理由の記載振り及び確認当事者(本件和解条項第2項)

- ・ 「本件和解条項第2項には、『原告[注:A社]…による原告[注:T社]…の株式の取得』の対価が過大であった旨も記載されており、対象となる株式を…[注:本件S氏所有株式に]限定していない。[注:本件S氏所有株式]売買代金の減額分であるというのならば、より端的に本件和解条項第2項に[注:本件S氏所有株式]取得対価が過大であった旨を支払の理由として明記すれば足りる」
- ・ 「同条項を確認する当事者も、控訴人[注:A社]と…[注:S氏]で足りた」
- ・ 「本件和解条項第2項の内容である『本件解決金の支払は控訴人[注:A社]による対象会社の株式の取得価額が過大であったこと』を理由とするとの文言は、本件解決金の法的性質が損害賠償の実質を有することとも十分に整合することにも留意する必要がある(本件別

訴では損害賠償額の内訳として、控訴人〔注:A社〕による対象会社〔注:T社〕の株式取得に係る支払が過大であったことを理由とする損害賠償金とそのほとんどを占めている。〕」

ウ その他の請求を放棄する旨の条項(本件和解条項第9項)

- ・ 「原告〔注:A社〕が本件別訴において…〔注:S氏及びB氏〕に損害賠償を請求しており、本件解決金としてその一部が認められ、その他の請求を放棄するというものと解することができる」
- ・ 「本件和解条項第2項の表現を踏まえると…本件解決金が『〔注:本件S氏所有株式〕取得価格と適正な価格との差額の一部』を補填するものとみて、補填されない請求を『その余の請求』と表現したとまで理解するのは困難である」

(4) 本件和解に至る経緯等について

更に、本件判決は、本件和解に至る経緯等について、以下の点を指摘し、本件解決金を譲渡価格の調整(減額)として支払う合意がされたとは認められない旨判示しています。

ア 原告ら案提示に至るまでの経緯

- ・ 「本件別訴の訴訟物は取締役の対第三者責任等による損害賠償請求権である」
- ・ 「本件解決金の〔注:S氏、B氏及びC氏〕各自の負担部分について協議している」
- ・ 「本件別訴…上申書には解決金支払の理由について確認した経緯はない旨の記載があること等からみて、それまでの和解協議において本件解決金の法的性質に関する事項について協議がされたことがうかがわれない」
- ・ 「〔注:上記事情等に照らせば、〕少なくとも…原告ら…案が提示されるまで、〔注:S氏、B氏及びC氏〕及び本件別訴裁判所においては、本件解決金が損害賠償金の実質を有するものであると認識していたとみるのが自然」

イ 原告ら案提示後の経緯

(ア) 原告ら側による不十分な説明

- ・ 「本件別訴における訴訟物には譲渡価格の調整(減額)としての表明保証条項違反の補償金請求が含まれていない上、…原告ら案の意図の説明は、本件解決金に対し課税されることを避けるものである旨にとどまり、譲渡価格の調整としての表明保証条項違反による補償金(売買代金の減額分)であるといった法的構成の下に本件解決金の支払を求める旨の明確な表示があったとはいえない」

(イ) 譲渡価格の調整であることと整合しない事情

- ・ 「〔注:S氏、B氏及びC氏〕において、本件解決金につき〔注:B氏及びC氏〕が本来的に債務を負担しないことを前提とした検討がされた形跡はなく」
- ・ 「〔注:B氏及びC氏〕は、原告〔注:A社〕に対し、本件解決金としてそれぞれ1000万円を支払っているし、これらの支払金について、…〔注:B氏及びC氏〕と…〔注:S氏〕との間で後日清算等がされたとの事情もうかがわれない」
- ・ 「本件解決金の法的性質が…〔注:本件S氏所有株式〕の売買代金の減額(一部返還)であったというのであれば、本件解決金への課税を極力回避したいという認識を超えて、同株式の売買契約の当事者である控訴人〔注:A社〕と…〔注:S氏〕との間において代金減額に関する具体的な話し合いがもたれて然るべき…。ところが…本件解決金の法的性質が当事者間で具体的に議論されたという経緯も見当たらない」
- ・ 「第2項を挿入した目的が本件解決金に対する課税の回避ということにあったのであれば、むしろ、本件解決金の法的性質が定まった後に、本件和解条項第1項及び第2項の文言を含め、和解条項全体の整合性を図るのが自然かつ合理的というべき」

ウ その他の事情

「[注:S 氏]自身が、国税局職員からの聴取に対し、本件解決金は損害賠償に対する解決金であると理解し、…[注:本件 S 氏所有株式の]売買対価の一部を返還するものであるとの認識は有していなかったと供述している」

4. 令和 3 年東京高判(本件判決)の検討と実務への示唆

(1) 取得価額減額処理と株式譲渡契約への反映について

まず、取得価額減額処理を肯定した事例として国税不服審判所平成 18 年 9 月 8 日裁決・裁決事例集 72 号 325 頁が参照されることが多かったところ、本件判決は、裁判例として、一定の事実関係の下、取得価額減額処理が認められることを肯定した点に意義があります。

続けて、その内容については、表明保証条項への違反等に基づき売主が買主へ支払う補償金の性質は、理論上、①損害賠償金と②譲渡価格の調整(減額)の 2 つがあり得、両者の性質は相容れず、また、訴訟提起する際には、(i)損害賠償請求としての表明保証条項違反の補償金請求と(ii)譲渡価格の調整(減額)としての表明保証条項違反の補償金請求は異なる訴訟物(=原告の訴え、具体的には訴状の請求の趣旨および原因によって特定され、裁判所の審判の対象となる権利関係)となる、との考え方が示されています。

この点、いずれの補償金請求も同一の表明保証条項違反を原因とするにも拘らず、その法的性質について、相容れない 2 つの法的性質を有し得ると解することに違和感が無い訳ではないですが、いずれにせよ、実務上は本件判決の判示を前提とせざるを得ないと考えられます。

然るところ、まず、本件判決を前提とすると、仮に株式譲渡契約に譲渡価格調整確認条項が設けられていない場合であっても、売主から買主へ支払われる補償金の性質が譲渡価格の調整であることを基礎付ける事実関係(例えば、本件判決に係る事実関係とは異なり、買主から売主への訴訟提起において、譲渡価格の調整としての表明保証条項違反の補償金請求を訴訟物とする等)が存する場合には、取得価額減額処理が認められると考えられます。言い換えれば、理論上は、取得価額減額処理が認められるために、譲渡価格調整確認条項の存在は必須とまでは言えないと考えられます。

しかしながら、譲渡価格調整確認条項の存在が、売主から買主へ支払われる補償金の性質が譲渡価格の調整であることを基礎付ける重要な事実関係の一つとなることは間違いなく考えられます。従って、実務上は、株式譲渡契約を(特に買主の立場に立って)税務の観点からレビューする際には、売主の表明保証条項違反等に基づき補償金を受領する際に、当該補償金の額が益金の額に算入されない(=対象会社株式の取得価額から減額される)よう、その法的性質が譲渡価格の調整である旨明示する条項(譲渡価格調整確認条項)を設けることが依然として重要であると考えられます。また、実際に売主の表明保証条項違反等に基づき補償金を請求する訴えを提起する場合には、当該条項を反映して、訴訟物を(損害賠償請求ではなく)譲渡価格の調整(減額)としての表明保証条項違反の補償金請求とすることが重要です。

なお、本件判決に係る事案における本件応募契約上、譲渡価格調整確認条項が設けられていたか否かは定かではありませんが、判示にて言及されていないことに鑑みると、当該条項は設けられていなかった可能性が高いと思われます。従って、本件判決は、譲渡価格調整確認条項が存したにも拘らず取得価額減額処理の適用を否定した裁判例ではない可能性が高い、という点にも留意が必要です。

(2) 令和 3 年東京高判の事案への取得価額減額処理の適用について

続けて、本件判決の事案への取得価額減額処理の適用についてですが、納税者である A 社側と裁判所との間における取得価額減額処理を適用するために必要となる事実関係についての認識の相違が、A 社側の請求棄却の大きな原因の一つであったと考えられます。

即ち、本件和解条項(の特に 2 項の文言)を見る限り、A 社側は、株式譲渡契約に係る売主から買主への補償金の支払が、対象会社の株式価値の毀損が事後的に判明したことを理由とするもので

ある限り、当該補償金の性質は譲渡価格の調整である、と理解していたように見受けられます。言い換えれば、A社側は補償金の性質を実質的に捉えていたと考えられます。

しかしながら、前記(1)の通り、裁判所は、対象会社の株式価値の毀損を理由とする補償金請求には、損害賠償請求と譲渡価格の調整としての請求の2つの異なる法的構成が存在する、との理解を示しました。

このように取得価額減額処理を適用するために必要となる事実関係についての認識が異なったが故に、A社側が十分であると考えていた本件別訴における訴訟物の設定、本件和解に至る経緯及び本件和解条項の文言等について、裁判所の理解に基づけば取得価額減額処理を適用するための事実関係としては不十分である旨の判断が下されたと評価できます。

かかる裁判所の判断を踏まえた今後の実務上の留意点としては、売主の表明保証条項違反等に基づく補償金請求に関連して和解をする場合(訴訟上の和解に限りません)には、和解金・解決金に係る主たる債権者・債務者を株式譲渡の売主・買主に限定する(他の者を含める場合には、少なくとも連帯保証人等にする)、売買の対象となった株式の価値の毀損部分に対応して譲渡価格を返還する旨明確にする等の対応が必要であると考えられます。

(3) その他

本件判決に直接関連するものではないですが、譲渡価格調整確認条項については、クロージング後に対象会社と買主が合併した場合やいわゆる表明保証保険に加入した場合の譲渡価格調整確認条項の適用、消費税に係る課税関係への影響等の問題も存在します。

これらの論点の詳細については紙幅の関係上触れることはできませんが、株式譲渡契約に係る税務レビューの際に留意が必要な論点となります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローマー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロジェクショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前照会支援、税務調査対応、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,700 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー
北村 導人

弁護士
黒松 昂蔵

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2021 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.